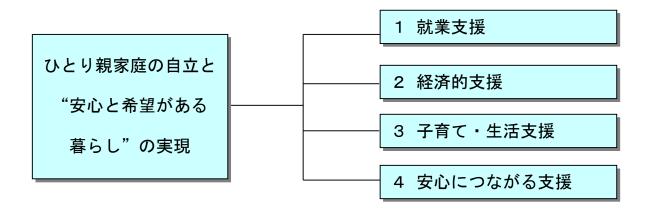
令和4年度

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画

評価書

令和4年7月

施策体系



数値目標の達成状況

計画の策定後の最新値(令和3年度実績等)に基づく達成状況等の確認を以下の区分により行った。

< 数値目標の達成状況区分 >

区分	達成状況区分の判断基準						
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの						
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え ~「目標値」未満のもの						
В	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの						
С	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満 ~「基準値」超えのもの						
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの						
	統計値等発表前、当該年度に調査なし等						

[※] 計画最終年度(令和6年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて 各年均等に推移した場合における各年の数値を「期待値」とする。

数値目標の状況一覧

施策 種		6	W 14 P 17 - 4 11		令和4年	度評価	
項目	別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	現状値 【前年比】	区分	目標値
就業	成果指標	母子家庭等就業・自立支援 センターによる就職率	母子家庭等就業・自立支援 センターにおける求職者 に対する就職者の割合(こ ども家庭課調査)	44.2% (H30)	34.6% (R3) 【-5.2%】	基準値 以下	55%
支援	活動指標	母子家庭等就業・自立支援 センターが開拓した求人の 件数	母子家庭等就業・自立支援 センターの求人開拓活動 によって得られた求人の件 数(こども家庭課調査)	604件 (H30)	727 件 (R3) 【+280 件】	В	850 件
経済的	成果指標	養育費の取決めをした人の 割合	未成年の子どもがいる夫婦 が削齢する際に、削齢届に おいて養育費の分担の「取 決めをしている。」の欄に チェックをした人の割合(静 岡地方法務局調査)	65.4% (H30)	65.8% (R2) [+0.8%]	С	70%
支援	活動指標	養育費等に関する相談の利 用者数	母子家庭等就業・自立支援 センターで実施する養育 費等に関する無料弁護士 相談の利用者数(こども家 庭課調査)	121 人 (H30)	141 人 (R3) 【+34 人】	目標値以上	140 人 (毎年度)
子育で・ 生活 支援	成果指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活向上事業の子どもの生活・学習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の居場所の実施箇所数の合計(地域福祉課・こども家庭課・社会教育課調査)	381 か所 (R1)	434 か所 (R3) 【+57 か所】	В	503 か所
	活動指標	子どもの居場所づくりセミナー参加者数	子どもの居場所づくりの 実施者・実施希望者等 を対象としたセミナーの 参加者数(こども家庭課 調査)	107 人 (R1)	95 人 (R3) 【+25 人】	基準値 以下	150 人 (毎年度)
安心に つなが る支援	成果指標	仕事や生活費についての 相談相手がいないと考える ひとり親の割合	仕事や生活費等の日常 生活の悩みについて、 相談相手がいないと考 えるひとり親の割合】(こ ども家庭課調査)	29.2% (R1)	27.7% (R3) [+3.5%]	С	0%
	活動指標	母子家庭等就業・自立支 援センターにおける相談件 数	母子家庭等就業・自立 支援センターで実施す る相談の件数(こども家 庭課調査)	10,682 件 (H30)	11,628 件 (R3) 【+763 件】	А	11,930件

施策の実施状況

1 就業支援

(1) 数値目標の状況

	(1) SEINO 100								
種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和4 ⁴ 現状値	手度評価 区分	目標値	コロナ 影響		
成果指標	母子家庭等就業・自立 支援センターによる就職 率	母子家庭等就業・自立支援 センターにおける求職者に 対する就職者の割合(こど も家庭課調査)	44.2% (H30)	34.6% (R3)	基準値以下	55%	有		
活動指標	母子家庭等就業・自立 支援センターが開拓し た求人の件数	母子家庭等就業・自立支援 センターの求人開拓活動 によって得られた求人の件 数(こども家庭課調査)	604 件 (H30)	727 件 (R3)	В	850 件	有		

- ・母子家庭等就業・自立支援センター(現:ひとり親サポートセンター)による就職率は34.6%で基準値を下回っている。その一方で、同センターが開拓した求人の件数は727件と、令和2年度(447件)に比べ大幅に改善した。新型コロナウイルス感染症のまん延が長期化したことにより、ひとり親の求職活動に影響を与えていると考えられる。また、同センターによる企業訪問を再開したことにより求人件数が増加したと推測される。
- ・ひとり親サポートセンターにおける就業相談、就業情報の提供、研修等の支援、企業訪問等による求人開拓を継続しつつ、就職に有利な資格取得を支援する給付金制度や母子・父子自立支援プログラム策定事業の情報提供等、ひとり親の就業支援に結びつく取組を引き続き着実に実施していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 関係機関の連携による就業支援

- ① 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援
- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や職業紹介を行ったほか、出張相談を 9回、就労支援セミナーを3回実施した。
- ・個々のニーズに応じた支援策を組み合わせたプログラムを策定し支援する「母子・ 父子自立支援プログラム策定事業」を令和3年度から開始した。

② ハローワークなど関係支援機関との連携

- ・しずおかジョブステーションで就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、 ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携して就業支援を行った。
- ・県社会福祉協議会が貸付機関である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」のメニューに「住宅支援資金」を令和3年度に追加し、母子・父子自立支援プログラ

ム策定事業を受けているひとり親を対象に貸付を行った。

【施策展開】

・ひとり親サポートセンターと、ハローワークの「ひとり親全力サポートキャンペーン」及び「求職者支援制度」との効果的な連携方法を検討する。

イ 事業主の理解促進と求人開拓

① 求職者と企業のマッチング促進

・しずおか人材確保サポートデスクにおいては、コーディネーター9人が774社の企業を支援した。

② 事業主の理解促進

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、求人開拓員による企業訪問(509件)と電話 交渉等により、727件の求人を開拓した。
- ・働き方改革やダイバーシティ経営を学ぶ経営者向けセミナーを3回実施し、企業 における女性活躍の取組推進を図った。

【施策展開】

・働き方の見直しや多様で柔軟な職場環境づくりに関する経営者向けセミナーを開催 し、企業における女性活躍の取組の推進を図る。

③ 子育てしやすい職場環境づくりの促進

- ・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業9社を「子育てに優しい企業」として表彰した。
- ・イクボスリーダー養成講座をオンライン形式で2回、出前講座を15回実施し、企業等におけるイクボスの養成を支援した。
- ・82 社へのアドバイザー派遣、テレワーク導入の留意点や IT ツールを学ぶセミナー 及びテレワークツールの機器体験・相談会を実施し、企業の実践的な取組や多様な 働き方が選択できる制度導入を支援した。

【施策展開】

- ・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業の表彰制度において、表彰企業の優 れた取組を紹介する事例集を作成し、県内企業をはじめ、全国の大学等へ広く周知 する。
- ・業種別のテレワークセミナー及び企業におけるテレワーク導入の推進人材を養成する講座を開催し、多様な働き方が選択できる制度導入を支援する。

ウ 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

① 就業に向けた資格取得の支援

・資格取得や技能習得の講座受講費の一部や資格取得のために養成機関において修業する期間中の生活費相当額を支給した。また、給付金を活用して資格取得を目指す者に、入学準備金等の貸付けを行った。

【施策展開】

・特例で支給要件を緩和する給付金により、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取得のための修業を促進する。

② 就業に向けた技能習得の支援

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、登録販売者講習、パソコン講習各1コースを実施した。
- ・離職者等再就職支援事業として、技術専門校において職業訓練を実施し、ひとり 親が優先して受講できるコースを引き続き設定した。

【施策展開】

- ・高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費の一部を支給する制度に、修業開始後に受給できるメニューを新たに追加し、より良い条件での就業に向け、合格を目指すひとり親を支援する。
- ・雇用のセーフティネットとして、離転職者訓練を着実に実施していく。

2 経済的支援

(1)数値目標の状況

	種別	数値目標名	数値目標の意味 (調査機関等)	基準値	令和4 ⁴ 現状値	手度評価 区分	目標値	コロナ 影響
ŀ			(1) (1-2)/10 (1))0.// (IE	L)3		\(\sigma\) □
	成果 指標	養育費の取決めをした 人の割合	未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合(静岡地方法務局調査)	65.4% (H30)	65.8% (R2)	С	70%	無
	活動指標	養育費等に関する相談 の利用者数	母子家庭等就業・自立支援 センターで実施する養育 費等に関する無料弁護士 相談の利用者数(こども家 庭課調査)	121 人 (H30)	141 人 (R3)	目標値 以上	140 人 (毎年度)	無

・ひとり親家庭の経済的な安定のためには、手当や助成の充実とともに、養育費の確保も欠かせないが、養育費の取決めをした人の割合は65.8%(R2)と前年度(65.0%)に比べ横ばいであったが、養育費等に関する相談の利用者数については141人と、目標値以上に改善した。引き続き、養育費の確保に向け、県内市町に養育費取決めの啓発や養育費確保対策事業の実施を働きかけていく。無料弁護士相談については、引き続き、養育費等に関する相談を必要とする人がアクセスしやすいよう広報を充実させていく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 手当の支給・福祉資金の貸付

- ① ひとり親家庭の事情に即した支援
 - ・所得や子どもの人数に応じ児童扶養手当を支給した。
 - ・母子・父子自立支援員等が母子父子寡婦福祉資金貸付金の相談 8,400 件に応じ、 797 件の貸付けを実施した。
 - ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育 て世帯への対応として、児童扶養手当受給者及び家計急変者等に「低所得の子育て 世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給した。また、 母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用者の状況に応じて、償還期間を猶予した。

【施策展開】

・物価高騰等を受けた国の緊急対策において、児童扶養手当受給者及び家計急変者等 に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を 支給する。

イ 経済的負担の軽減

- ① 小学校入学時の学用品購入費用の助成
- ・児童扶養手当受給世帯の子どもが小学校に入学する際の、ランドセル等入学支度費

用の一部を補助する8市3町に対して助成した。

② 高等学校の修学支援

- ・子どもが経済的理由で高等学校等への就学を断念しないよう、就学支援金による授業 料の支援や奨学給付金の支給のほか、授業料減免を行う私立学校等に対する助成を行った。
- ・令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴い家計が急変した世帯について奨学給付金の支給対象としたほか、授業料減免を行う私立学校に対する助成を行った。

【施策展開】

- ・高等学校等における奨学給付金に係る非課税世帯への給付額について、令和4年度 は最大5千円増額する。
- ・私立高等学校等の県の授業料減免制度について、令和4年度から年収750万円以上800万円未満の世帯を新たに対象として追加する。

③ 医療費の助成

・所得税非課税世帯のひとり親とその子どもの医療費を補助する33市町に対して助成した。

ウ 養育費確保の支援

① 養育費や面会交流に関する普及啓発

- ・ひとり親サポートセンターにおいて養育費や面会交流の相談に応じたほか、無料弁 護士相談を22回、養育費セミナーを3回実施した。
- ・養育費の必要性について作成した動画を県ホームページへ掲載し、養育費は子ども の権利であることを啓発した。
- ・離婚前後の父母を対象としたオンラインセミナーを開催するとともに、動画配信を 行い、離婚時の子どもへの配慮や法的な手続きについて啓発した。

【施策展開】

・離婚の際の養育費の取決めを促し受給率向上を図るため、県ホームページや SNS を活用するとともに、市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。

② 相談員の資質向上

・市町の担当職員等を対象に養育費等に関する研修会を開催するとともに、養育費相 談支援センター主催の研修会に関係職員が出席し、資質向上を図った。

3 子育て・生活支援

(1)数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味	標の意味基準値		令和4年度評価		コロナ
1里刀门		(調査機関等)	本中心	現状値	区分	目標値	影響
成果指標	子どもの居場所の数	生活困窮世帯の子どもの学習支援、ひとり親家庭等生活・向上事習支援、放課後子供教室、子ども食堂等の手法・学教室、子ども食道所の実施箇所の実施値視さども家庭課・社会教育課調査)	381 か所 (R1)	434か所 (R3)	В	503 か所	有
活動指標	子どもの居場所づくり セミナー参加者数	子どもの居場所づくりの 実施者・実施希望者等 を対象としたセミナーの 参加者数(こども家庭課 調査)	107 人 (R1)	95 人 (R3)	基準値 以下	150 人 (毎年度)	有

・子どもの居場所の数は 434 か所 (R2:377 か所)、子どもの居場所づくりセミナー 参加者数は 95 人 (R2:70人)と、ともに前年度に比べ増加したが、セミナー参加 者数は基準値を下回っている。新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮しつつ、 開催方法を改善していく。また、子どもの貧困への社会的関心の高まりを背景に、 地域で子育てを支えるという機運の醸成を図りながら、今後も取組を推進していく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 子育て支援

① 仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実

- ・家庭生活支援員を養成し、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に派遣した。
- ・延長保育や病児保育等を行う保育所やファミリー・サポート・センターについて、 ひとり親の利用料を軽減する8市に対して助成した。
- ・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成したほか、アドバイザーの資質向上のための研修を開催した。

【施策展開】

・ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親も、家庭生活支援員の派遣支援を受けられることを市町担当窓口へ周知するとともに、ひとり親に対しても SNS 等を活用して支援制度を周知する。

② 放課後児童クラブにおける支援

- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する14市5町に対して助成した。
- ・35 市町に対して放課後児童クラブの運営費を助成したほか、支援員等の資質向上研修を開催した。

③ リスクを抱えた母子に対する支援

- ・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口として妊娠SOSサポート事業を実施し、 相談に対応した。
- ・市町母子保健担当者に対する研修を7回実施したほか、支援機関のネットワーク構築会議を実施した。
- ・特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援として、医療機関による妊娠確認が できていない場合に、産科受診に同行する等の支援を行った。

イ 住宅確保の支援

① 県営住宅への優先入居の促進

- ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施したほか、入居者の 収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計 算した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減少した方を対象に、県営住宅の家賃 を減額した。

② 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

・住宅セーフティネット事業として、静岡県居住支援協議会全体会を開催したほか、 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を行った。支援法人は4法人を新たに指定 し9法人となった。

【施策展開】

・市町単位の居住支援協議会を設立し、住宅確保要配慮者居住支援法人の新規指定 数の増加を図ることにより、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る。

③ 母子生活支援施設における支援

・DV(配偶者等からの暴力)を受けている等の理由で生活が困窮している母子を県内3か所の母子生活支援施設で保護し、自立を支援した。

ウ 子どもの居場所づくり

① 子どもの学習支援

- ・ひとり親家庭へのホームフレンド等の派遣や2市1町の子どもの居場所づくりへの 助成を行った。
- ・生活困窮世帯の子どもを対象に、通所型・合宿型の学びの場、キャリア形成の場を 提供し、174人が参加した。
- ・子どもが学習に取り組む習慣を身に着けることができるよう、放課後等に学生支援員等による学習支援「しずおか寺子屋」を実施する13市町に対して助成した。

② 地域の居場所づくりの支援

・子どもの居場所について、実践講座3回、アドバイザー派遣20回、サポーターマッチング57件を行うとともに、17か所の居場所の新規立ち上げ支援を行った。

・子どもの居場所応援基金事業については、ふるさと納税制度等を活用して寄附金を募集し、県社会福祉協議会を通じて51団体等に対して助成した。また、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、選定したプロジェクトへの寄附を募り、補助金として4団体へ交付した。

【施策展開】

・子どもの居場所の担い手に対する助言や相談、運営資金の支援等に取り組み、居場 所の数の更なる拡大を図る。

4 安心につながる支援

(1)数値目標の状況

種別	数値目標名	数値目標の意味	基準値	令和4年度評価		目標値	コロナ
作里力リ		(調査機関等)	坐 中 胆	現状値	区分	口际吧	影響
成果指標	仕事や生活費につい ての相談相手がいな いと考えるひとり親の 割合	仕事や生活費等の日常 生活の悩みについて、相 談相手がいないと考える ひとり親の割合】(こども 家庭課調査)	29.2% (R1)	27.7% (R3)	С	0%	有
活動指標	母子家庭等就業・自 立支援センターにお ける相談件数	母子家庭等就業・自立支 援センターで実施する相 談の件数(こども家庭課 調査)	10,682 件 (H30)	11,628 件 (R3)	A	11,930 件	無

・相談相手がいないと考えるひとり親の割合は27.7%と、令和2年度(24.2%)に比べ若干後退した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で交流の機会が減ったことにより、誰にも相談できず不安を抱えるひとり親が増えたことが推測される。そこで、気軽に相談できる窓口の一つとして、SNSを活用した「ひとり親あんしんLINE」の周知を強化するとともに、目標値である0%に向けた各機関の取組を引き続き推進する必要がある。母子家庭等就業・自立支援センター(現:ひとり親サポートセンター)における相談件数について、11,628件と増加したが、悩み等を相談できる窓口を引き続き周知し、支援を必要とする方の相談につなげていく。

(2) 主な事業実施状況と今後の新たな施策展開

ア 相談・支援体制の充実と広報

- ① ライフステージに対応した相談・支援
- ・ひとり親サポートセンターにおいて窓口相談や出張相談会を行った。
- ・母子・父子自立支援員による相談 8,497 件、母子・父子福祉協力員による相談 2,177件を行った。
- ・時間的制約や心理的障壁の小さい SNS を活用した「ひとり親あんしん LINE 相談」 を継続し、夜間に相談受付をすることで潜在的な相談需要に対応した。
- ・将来を見据えた家計管理や生活設計を支援するため、ファイナンシャルプランナーによるひとり親のライフプラン相談をオンラインで実施した。
- ・男女共同参画センターあざれあにおいて、女性相談・男性相談を行い、新型コロナウイルス関連の健康・家族・夫婦・仕事に関する相談等にも対応した。また、女性相談においてはインターネット相談も継続するとともに、電話相談の回線増設を行い、相談体制を強化した。
- ・県内43か所の子育て世代包括支援センターの円滑な事業展開のため、助言や研修等による支援を行った。
- ・私立学校への助成制度の概要リーフレットを作成しホームページに掲載するほか、

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計が急変し授業料の納付が困難となった場合の助成制度について学校を通じて周知した。

- ・小中学校の就学援助においては、令和2年度から引き続き、要保護児童生徒援助費補助金^{※1}の補助対象経費にオンライン学習通信費を追加し、市町へ通知の際に留意を促した。
- ・高等学校等奨学給付金等については、家計急変に対応した支援制度のリーフレット 配布やホームページ掲載等により周知し、保護者等からの相談に応じて的確な情報 提供を行った。
- ・生活困窮者の自立を支援するため、自立相談支援事業及び住居確保給付金を支給したほか、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業を実施した。
- ・自立相談支援において、「生活にお困りの方の相談申請フォーム」を活用し、自立相談支援機関^{※2}へつなぐ取組みを行うとともに、医療・法律・福祉の専門家の一体的なWEB相談体制を活用し、複合的な課題を有する相談へ対応した。また、自立相談支援員^{※3}を支えるヘルプデスクにより支援員のバーンアウト対策を行った。
 - ※1要保護児童生徒援助費補助金

義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒 の保護者に対して必要な援助を行う市町に対して国がその経費の一部を補助する。

※2自立相談支援機関

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、地域に設置されている。

※3自立相談支援員

自立相談支援機関において、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等 を行う主任相談支援員、相談支援員。

【施策展開】

- ・「ひとり親あんしん LINE 相談」において、物価高騰等の影響により困難に直面する 生活困窮者が、誰にも相談できず孤立することを防ぐため、相談受付日の拡充を行 い、より多くのひとり親に適切な支援を提供する。
- ・様々な課題を有する生活困窮者の相談に応じるため、「多職種ネットワークづくり推進員」が各地域の医療、司法、福祉の専門家や行政経験者らが参加する「多職種ネットワークづくり」を構築支援し、生活困窮者等からの相談を複数の専門家が一体的に応じる「多職種による相談会」の開催を支援する。

② ひとり親家庭に対する支援制度の周知

- ・ひとり親家庭への支援制度をまとめた冊子「明日のしあわせを願って」を発行し、 関係機関に配布した。
- ・相談機関や保育施設に対するひとり親サポートセンターの周知、民生委員・児童委員に対するひとり親支援についての周知を行った。

イ 父子家庭の相談体制整備

① 父子家庭の父が相談しやすい体制の整備

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、父子家庭や離婚前の父からの相談を 166 件対 応した。また、毎月第3土曜日に父子家庭のための相談窓口を設置した。
- ・あざれあにおいて男性相談を行い、新型コロナウイルス関連の仕事や健康に関する 相談に対応した。

【施策展開】

・父子家庭の父が相談できる窓口について、SNS を活用してより広く周知する。

② 父子家庭に向けた情報発信

・ホームページ等で情報を発信した。

ウ 個別の状況に応じた多様な支援

① ひとり親同士の相談機会の提供

・静岡県母子寡婦福祉連合会が交流会等を実施し、ひとり親が日頃の悩みを打ち明 けられる機会を設けた。

【施策展開】

・静岡県母子寡婦福祉連合会において、感染症対策を考慮した上で、母子寡婦福祉 大会や令和2年度から延期している交流会等を再開し、ひとり親が孤立せず社会 等と繋がれる機会を確保する。

② DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携

・女性相談センターやあざれあ等における相談を実施した。

主な取組の進捗状況

関係課が進行管理する主な取組について、令和3年度実績等に基づく進捗状況の評価を以下の区分により行った。

< 主な取組の進捗評価区分 >

区分	評価の観点				
区分	時間的	数量的			
0	前倒しで実施	増加・拡大傾向			
0	計画どおり実施	横ばい傾向			
•	計画より遅れている	減少・縮小傾向			

区	施策項目ごとの数						うち、新型コロナ ウイルスの影響 を受けたもの		
分	就業 支援	経済的 支援	子育て ・生活 支援	安心に つなが る支援	合計	割合 (%)	件数	割合 (%)	
0	3	1	1	4	9	15.8	6	66. 7	
	13	8	11	12	44	77. 2	11	25. 0	
•	1	0	2	1	4	7. 0	2	50.0	
計	17	9	14	17	57		19	33. 3	

(詳細は別表参照)